

雇用の促進と安定のために

①就職後のアフターケア

就職後、雇用主と就職者との間の小さな誤解が大きなトラブルにならないように、また、職場に長く適応できるように、相談・支援体制を整え、相談や定着指導の訪問を通じて職場環境の調整を行っています。また、第三国定住難民の地方定住拡大に伴い、定住先において地域職業相談員を配置し、定住難民の就職後のアフターケアの充実を図っています。

②雇用関係者との懇談会・協議会

難民を雇用している事業主や、ハローワーク、自治体、支援団体、難民本人等との意見交換会を開催し、職場や支援体制のよりよい環境作りを目指しています。

③ハローワークでの通訳

条約難民並びに第三国定住難民がハローワークで職業相談を受ける際に採用条件などに誤解が生じないように、母語での説明が必要な場合には通訳を派遣しています。

④広報

ポスターやリーフレット等を配付し関係行政機関及び事業主の協力を求めています。ホームページへお知らせ等の記事を掲載し、国民一般の理解を得られるよう努めています。また、毎年式典を開催し、雇用主や働く難民を表彰しています。

雇用主の方へ

難民定住者の雇用の促進のために、以下の助成金があります。

①RHQ支援センター入所者は、知識・技能の習得及び作業環境への適応を図ることを目的に、雇用を前提とした職場における職場適応訓練を受けることができます（最長6カ月間）。訓練中は、雇用主及び訓練生である難民に対して援助金が支給され、事業者側は賃金、通所交通費、保険の負担はありません。

②上記①を受けていない第三国定住難民を雇用した事業主に対し、1年間賃金助成金（下記雇用開発助成援助費）が支給されます。

③事業所で難民定住者に対し、日本語・技能習得及び資格取得につながる指導をしていただいた場合には、教育訓練援助制度（第4種）をご利用いただけます（予算の状況により年度途中で申請の受付を終了することがあります）。

名 称	目 的	対象者	金 額
職場適応訓練	①訓練を実施する事業主への委託費 ②上記に加えて、第三国定住難民2人以上のグループで訓練を実施した事業主への委託費	事業主	①月額（21日以上の実施）25,000円／1人につき ②月額（8日以上の実施）25,000円
	訓練を受ける条約難民、第三国定住難民への援助金	難民	基本手当 1日 3,530円～4,310円（居住地域等による） 受講手当 1日 500円 通所手当 通所費実費（月限度額 42,500円）
職場体験講習	職場適応訓練以外の職場体験講習を実施する事業主への委託費	事業主	月額（21日以上の実施）25,000円／1人につき
雇用開発助成援助費	第三国定住難民を雇用する雇用主への助成金	事業主	賃金（賞与等を除く）の1/4 ※中小企業の場合は1/3
広域求職活動援助費	広範囲の地域にわたる求職活動を行う条約難民、第三国定住難民への援助金	RHQ支援センター入所者（難民）	規定による運賃額等
移転援助費	就職または職場適応訓練受講のために移転する条約難民、第三国定住難民への援助金	難民 ※難民宿泊施設退居時	規定による運賃額 着後手当 { 単身 12,700円 家族 25,400円 移動料 { 単身 31,000円～94,000円 家族 62,000円～188,000円（距離による）
教育訓練援助金（第4種）	雇用した難民に対し雇用主が行う日本語教育等の特別訓練への援助金	事業主	訓練1回につき 4,000円

（2021年4月現在）



難民雇用事業所の声

（株）プロスカリア 代表取締役 三嶽 義勝 氏

プロスカリアでは、RHQ支援センター様からご紹介をいただいた第三国定住難民の方を、第9陣で2名、そして今年の第11陣では6名の方々を受け入れさせて頂く予定です。

お任せしている当社の仕事は、産業機械の製造業務や輸出入自動車部品の包装業務です。最終製品は、誰もが知っている生活に欠かせない製品になります。その製品が出来上がるまでのプロセスにおいて、自分たちも貢献できているという意識が、高いモチベーションとなっているようです。

なお、当社で勤務いただいている難民の方々は、とても勤勉で礼儀正しく、周りからの評判も非常に良いです。そして何より、大きな戦力としてご活躍いただいており、当社としても、とても助かっているところです。

当社としましては、今後も、さまざまな理由により母国を離れざるを得ない難民の皆さまの、「雇用機会の創出」という形で、ほんの少しでもお力添えが出来れば幸いです。

公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

本部事務所

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27
アジア福祉教育財団ビル2F
電話 03-3449-7011
FAX 03-3449-7016

東京メトロ日比谷線「広尾駅」4番出口右

関西支部

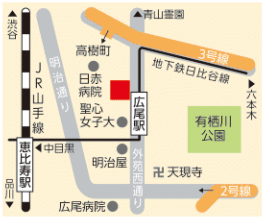
〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル11F
電話 078-361-1700
FAX 078-361-1323

JR「神戸駅」前

RHQ支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留
電話 03-5292-2144 FAX 03-5292-2043

2022年9月作成



難民の方たちの“働く場”をご紹介します

日本は、12,447人（1979年～2021年12月31日現在）を難民として受け入れています。

これらの人は、在留資格「定住者」で、日本国内で合法的に就労することができます。

難民事業本部は、厚生労働大臣より無料職業紹介所の許可を受け、無料で求人受付および就職斡旋を行っています。

これらの人を雇用していただける企業、職場適応訓練を実施していただける企業を募集しています。



公益財団法人 アジア福祉教育財団
難民事業本部
REFUGEE ASSISTANCE HEADQUARTERS

ホームページ <http://www.rhq.gr.jp/>

難民と難民事業本部のこれまでの動き

インドシナ難民

1975年 4月●ベトナム、ラオス、カンボジアにおける戦争の終結
1975年 5月●日本に初めてボートピープル上陸
1978年 ●日本政府が難民の定住受入れを決定
1979年 ●日本政府が定住受入業務を財団法人アジア福祉教育財団に委託

財団内に難民事業本部が発足
兵庫県姫路市、神奈川県大和市、東京都品川区の各難民受入センターにおいて、健康管理、日本語教育、社会適応訓練、就職斡旋を行うと共に、定住後の相談活動等を実施

2006年 3月●インドシナ難民受入れ終了
現在は、生活相談、就職相談、通訳などのアフターケアを実施

条約難民

2003年 4月●日本政府が1981年に加入した難民条約に基づいて難民と認定した者とその家族に対する定住支援事業を開始

2006年 4月●東京都内に条約難民のためのRHQ支援センターを開設し、日本語教育などを実施

第三国定住難民

2008年12月●日本政府が第三国定住による難民の受入れを決定（パイロットケース）

2010年 9月～2013年 9月
●（第1陣～第4陣）計63名入国（パイロットケース以降）

2014年 9月●第三国定住難民（第5陣）23名入国
2015年 9月●第三国定住難民（第6陣）19名入国
2016年 9月●第三国定住難民（第7陣）18名入国
2017年 9月●第三国定住難民（第8陣）29名入国
2018年 9月●第三国定住難民（第9陣）22名入国
2019年 9月●第三国定住難民（第10陣）20名入国
2022年 3月●第三国定住難民（第11陣）6名入国
RHQ支援センターにて日本語教育などを実施

■ 第三国定住とは？

政治的な迫害や紛争を逃れるために祖国を離れ他国の難民キャンプ等で暮らしている人々を別の国が受け入れる制度。

難民定住支援施設「RHQ支援センター」

RHQ支援センターは、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象にした通所式の定住支援施設です。同センターでは以下の内容で、定住支援プログラムを実施しています。プログラムの受講期間は、6カ月(全日クラス)と1年(夜間クラス)があります。

※2021年度のプログラムは全てオンラインで実施しています。

①日本語教育

日本で生活するために必要な基礎的日本語の習得を目標に、専任の講師による直接法(日本語だけをを使う教授法)で、572時限の日本語教育を実施しています。

②生活ガイダンス

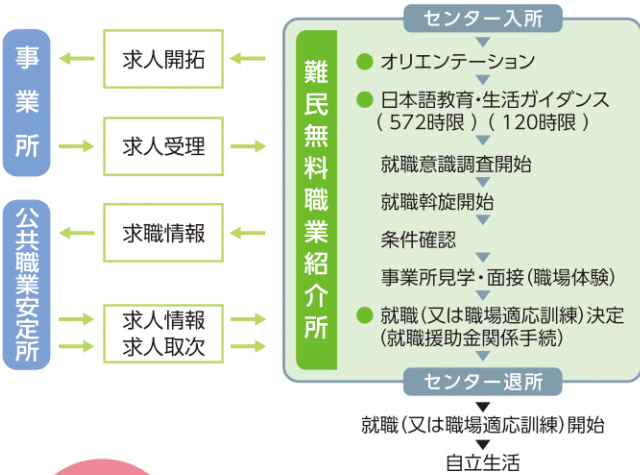
日本での生活に役立つ社会制度や生活習慣について学ぶ講座を120時限提供しています。

③就職斡旋

厚生労働省から許可を受けたセンター内の無料職業紹介所で、職業相談員が就職先や職場適応訓練先を斡旋しています。

RHQ支援センターの職業相談員が求職者紹介の電話を差し上げた際には、ぜひご協力をお願いいたします。

■ RHQ支援センターでの就職斡旋の流れ



就職の斡旋

厚生労働大臣から許可を受けた無料職業紹介事業に基づき、本部事務所、RHQ支援センター及び関西支部の職業相談員が、求職者本人の職業経験や学歴、家族構成、定住希望地などを考慮しながら、就職斡旋を行っています。

また、斡旋の際、雇用事業所には、厚生年金への加入、雇用保険の適用等、難民定住者には日本人と同様の雇用形態が必要であることを職業相談員が説明の上、受入体制の整備について、ご理解いただいています。

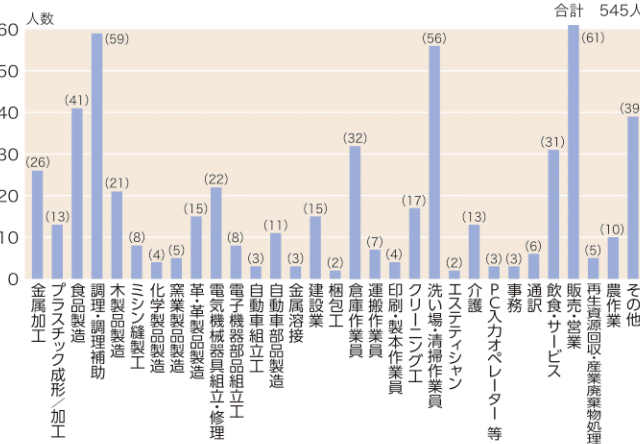
斡旋状況

我が国が受入れたインドシナ難民は11,319人(1979年～2005年12月末で受入終了)、条約難民は841人(2020年12月末現在)、第三国定住難民は194人(2020年12月現在)で、そのうち当事業本部の紹介で就職した難民定住者は5,526人にのぼります。関東地区や近畿地区を中心に全国各地で働いています。

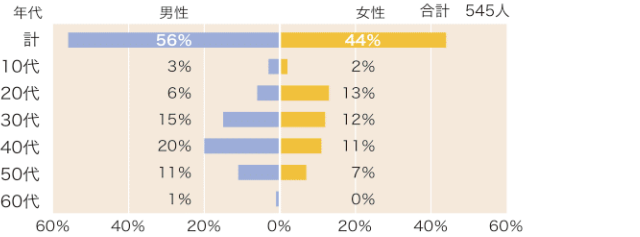
職種はかつて清掃、調理などのサービス業が大部分を占めていましたが、近年は木材製造、衣料販売、機械加工などの割合が高くなっています。また、それ以外にも介護師、英語指導助手、エステティシャンやソフトウェア技術者、ヘルパーとして活躍している人もいます。

難民定住者の就職内訳 (2006年4月～2022年3月までの実績より)

■ 第三国定住難民、インドシナ難民及び条約難民等の業種別就職状況



■ インドシナ難民及び条約難民等の年齢・性別就職状況



日本の難民の受入れ

■ インドシナ難民定住許可数 (2005.12.31 終了)

ベトナム	8,656人
ラオス	1,306人
カンボジア	1,357人
合計	11,319人

■ 難民認定申請及び認定数 (2021.12.31 現在・累計)

申請数	87,891人
認定数	915人
人道配慮による在留 ※注	3,289人

※注 難民不認定とされた者のうち人道配慮することとされた者の数であり、在留資格変更及び期間更新許可数も含まれます。(法務省資料より)

■ 第三国定住難民受入数 (2022.4 現在)

受入数(2010年～2022年4月)	200人
--------------------	------

参考

雇用の際の身分確認

(1) **インドシナ難民**の方の在留カードの在留資格欄には「定住者」又は「永住者」と記載されておりますが、インドシナ難民である旨の政府発行の証明書はありません。日本に入国したインドシナ難民については、本人からの希望があれば当事業本部が身分証明書(写真付)を発行しているほか、不明な場合は当方に照会していただければ確認できます。(なお、帰化したインドシナ難民は、日本人となるため、在留カード等に係る手続は必要ありません。)

日本では1982年1月1日に難民条約が発効しましたが、インドシナ難民の受入施策はそれ以前から推進されており、難民条約上の難民の手続とは関わりなく日本政府が定住許可を与えています。

インドシナ難民には条約難民の持つ難民認定証明書は与えられていませんが、内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議(現難民対策連絡調整会議)で、インドシナ難民は難民条約にいう難民に準じた処遇を受けられることになっています。

(2) **条約難民**は日本国法務大臣発行の難民認定証明書(写真付)を持っています。

(3) **第三国定住難民**は在留カードの在留資格欄には「定住者」と記載されています。第三国定住難民である旨の政府発行の証明書については、法務省に対して申請することにより交付を受けることができます。

よくある質問

問 難民事業本部とはどのようなところですか？

答… 難民事業本部は、1979年の発足以来、政府の委託により、日本に定住するインドシナ難民、条約難民、第三国定住難民等の定住促進のため、難民支援に関する様々な事業を行っています。本部事務所、関西支部及びRHQ支援センターの3つの事務所があります。

問 難民事業本部の無料職業紹介所とは何ですか？

答… 厚生労働省から許可を受けた利潤を得ることを目的としない無料の職業紹介所です。求人及び求職の申込みを受け、事業主と難民との間における雇用関係の成立を斡旋しています。

問 難民は日本で働くことができますか？

答… 条約難民、インドシナ難民や第三国定住難民は、日本国民と同等の待遇を受けられることになっているため、その活動に制限はなく、日本人と同様に就労が可能です。

問 難民は日本でどのように生活していますか？

答… インドシナ難民については、かつて難民受入センターのあった兵庫県、神奈川県、東京都などを、また、条約難民については東京都、埼玉県、愛知県などを中心に、多くの方々は自立して生活しています。難民は、居住地の近くで就職を望む傾向があります。難民は家族の絆を大切にしていますが、身近に親族がいることが少ないため、出身国や民族コミュニティーなども存在します。暮らしに慣れるためには周りの日本人の理解と協力が必要です。

問 難民に仕事をしてもらう上での注意点は何か？

答… 母国になかった仕事内容(機械操作等)や職場でのマナー等については、重要性、注意事項などをていねいに説明をして、分らないことがないか作業を進める中で確認してください。